

議案第19号

葛飾区災害対策条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区個人情報保護に関する条例の廃止を踏まえ、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報の警察等への提供について定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区災害対策条例の一部を改正する条例

葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第9条の見出し中「任命」の次に「又は委嘱」を加え、同条第1項中「任命する」を「任命し、又は委嘱する」に改め、同条第2項中「任命された」を「任命され、又は委嘱された」に改める。

第10条第2項中「任命する」を「任命し、又は委嘱する」に改める。

第26条の見出し中「災害時要支援者」を「要配慮者」に改め、同条第1項中「迅速かつ適切な行動を採ることが困難であるか又は必要な情報を得ることができない高齢者、障害者、外国人その他の支援を要する者（以下「災害時要支援者」という。）」を「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）」に改め、同条第2項中「災害時要支援者」を「要配慮者」に改める。

第3章中第26条の次に次の1条を加える。

(避難行動要支援者名簿の提供)

第26条の2 区長は、災害の発生に備え、法第49条の10第1項に規定する避難支援等の実施に必要な限度で、法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、同条第1項に規定する名簿情報を提供するものとする。この場合において、区の区域を管轄する警察署及び消防署へ提供する場合に限り、当該名簿情報を提供することについて法第49

条の10第1項に規定する避難行動要支援者の同意を得ることを要しないものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定により提供された名簿情報（同条第1項に規定する名簿情報をいう。以下この項において同じ。）は、改正後の第26条の2の規定により提供された名簿情報とみなす。